

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成12年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本21」は、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、健康を増進し発症を予防する「一次予防」を重視した取り組みが推進されてきました。今回、平成25年度から平成34年度までの「二十一世紀における第2次国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」(以下「国民運動」という。)では、21世紀の日本を『急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合が約3割となる中で、高齢化の進展によりますます病気や介護の負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めないとするならば、疾病による負担が極めて大きな社会になる』と捉え、引き続き、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状の進行など重症化予防を重視した取り組みを推進するために、下記の5つの基本的な方向が示されました。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD の予防)
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

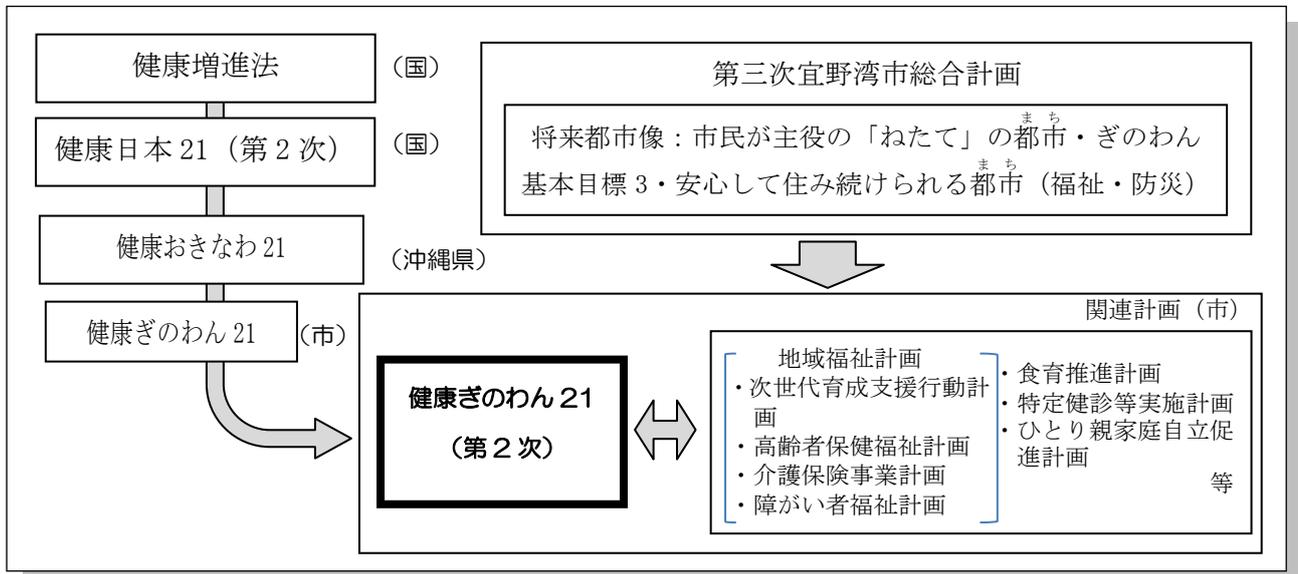
また、これらの基本的な方向を達成するため、53項目について、現状の数値とおおむね10年後の目標値を掲げ、目標の達成に向けた取り組みがさらに強化されるよう、その結果を大臣告示として示すことになりました。

本市では「健康日本21」の取り組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、平成16年3月に健康増進計画である「健康ぎのわん21」を策定しました。健康ぎのわん21は、全ての市民が健やかで穏やかに暮らすことのできる生活(社会)をめざして、生活習慣の改善によって生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るため、「一次予防」に重点を置く対策を推進し、壮年期死亡(早世)や要介護状態を減少させ、健康寿命の延伸を図ることを目的とし、施策を実施してきました。

今回策定する「健康ぎのわん21(第2次)」は、これまでの取り組みの評価、及び新たな健康課題などを踏まえた計画として定めるものとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画となる「健康日本 21（第 2 次）」及び「健康おきなわ 21」、「第三次宜野湾市総合計画」や本市で策定された様々な計画との整合性のとれたものとしてします。



3. 計画の期間

この計画の期間は平成26年度（2014年4月）から、平成35年度（2024年3月）までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画内容、目標値の進捗確認のため、5年後の平成30年度には中間評価を、計画最終年度である平成35年度には最終評価を行うものとします。目標項目によっては、目標値の評価年度が異なる場合があります。（詳細は58ページ以降の各項目別評価指標を参照。）

													(年度)
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
(H16～) 健康ぎのわん 21			健康ぎのわん 21 (第 2 次)					中間 評価	最終 評価				
(H18～) 第 3 次宜野湾市総合計画													
(H20～) 健康おきなわ 21													
健康日本 21			健康日本 21 (第 2 次)										
(H15～) 健康増進法													

4. 計画の対象

この計画は、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、全市民を対象とします。

5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、行政内関連部局で構成される検討委員会及び作業部会で、計画案等に関する検討を行うとともに、有識者、市民や関係団体等で構成される「健康づくり推進協議会」において、計画案等に対し助言等を頂きながら計画の策定を進めました。

